

別表第1 (その1)

請負工事成績評定審査項目別採点基準運用表

(監督用1/3)

項目	細別	A~C(A:全数、B:1/2以上、C:その他)	D	E
1 施工体制	①施工体制一般	<p>(1) 施工計画書が綿密に検討され、かつ内容に創意工夫があった。</p> <p>(2) 配置技術者の責任・権限が明確で現場内調整や運営がスムーズであった。</p> <p>(3) 主任(監理)技術者のほか、作業別管理担当者を配置するなど、十分な施工体制であった。</p> <p>(4) 社内検査手法に独自の工夫をするなど、機能が十分発揮され、現場に反映されていた。</p> <p>(5) 現場従事者の休憩施設等労働環境に十分な配慮がなされた。</p> <p>(6) 建設業法で義務付けられている元請人及び下請人に関する施工体制台帳・施工体系図が良く整備されていた。</p>	<p>(1) 施工体制又は施工管理体制が不十分なため、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>(2) 施工計画書・施工台帳・施工体系図に不備(台帳がない、下請け会社が台帳と違う。)があった。又は、現場の施工体制と不一致があったため、監督員から文書(変更施工計画書提出)により改善指示を行った。</p> <p>(3) 現場従事者の休憩施設等労働環境に問題があったため、監督員から文書により改善指示を行った。</p>	<p>(1) 入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。</p> <p>(2) 入札前に申請した工事実績等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p>(3) 建設業法に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。</p> <p>(4) 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>(5) 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>(6) 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は継承を行った。</p> <p>(7) 労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検された。</p> <p>(8) その他契約図書に基づく施行上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。</p>
	②現場代理人の運営・取締り	<p>(1) 契約図書及び関連法令等を良く理解し、請負者の代理人として現場全体を的確に把握し、持てる力を発揮した。</p> <p>(2) 施工内容に応じた使用機械・資材の調達及び労務者の配置等、円滑な管理・運営に努めた。</p> <p>(3) 発注者及び監督員からの指示に対して、迅速かつ誠意をもって履行した。</p> <p>(4) 監督員に対する提示・提出等報告義務を忠実に履行した。</p> <p>(5) 監督員との意志の疎通を積極的に図った。</p>	<p>(1) 現場代理人の職務の執行につき著しく不相当であり、契約書第12条に基づく措置請求を行った。</p> <p>(2) 現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行った。</p>	<p>(1) 契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。</p> <p>(2) 現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。</p>
	③主任(監理)技術者の技術力	<p>(1) 専門的知識を、工程管理や出来形・品質管理に無理・ムラのない施工管理に努めた。</p> <p>(2) 設計図書と現場との照査や相違に対して的確に対応した。</p> <p>(3) 施工過程における状況変化に対して、迅速かつ適切な技術提案を行った。</p> <p>(4) 下請業者を適切に監理、指導した。</p>	<p>(1) 主任(監理)技術者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められ、契約書第12条に基づく措置請求を行った。</p> <p>(2) 建設業法で義務付けられる主任(監理)技術者等が専任していないため、文書により改善指示を行った。</p>	<p>(1) 契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。</p> <p>(2) 主任(監理)技術者等の専任について文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。</p>

請負工事成績評定考査項目別採点基準運用表

(監督用2/3)

項目	細別	A~C(A:全数、B:1/2以上、C:その他)	D	E
2 施工状況	①施工状況一般	<p>(1) 施工計画内容が現場内に徹底し、施工にも独自の工夫がみられ、良好な施工ができた。</p> <p>(2) 品質試験品質証明の手法・評価にあたり社内検査体制が確立され、かつ、的確に実施された。その結果、日常の品質・出来形管理も非常に優れていた。</p> <p>(3) 現地マーキングも適切で、記録整理が良好であった。</p> <p>(4) 見本・材料写真・ミルシート整理に工夫が見られ、良く整理されている。</p> <p>(5) 写真管理にあたり、撮影及び整理方法に工夫があり、施工管理（品質・出来形・安全等）の状況が的確にまとめられていた。</p> <p>(6) 現場が常に整然と整理されていた。</p> <p>(7) 指定項目以上又は指定工事ではないが、現場環境の美化や労働環境改善等現場のイメージアップに積極的に取り組んだ。</p>	<p>(1) 設計図書不適合（品質確保や出来形規格が守られず）につき改造請求を行った。</p> <p>(2) 工事材料の検査義務、監督員の立会確認、工事記録の整備等を怠り（設計図書との照合確認ができず）、破壊検査を行った。</p> <p>(3) 見本又は工事記録写真等の記録の整備に不備（未整理・資料内容の虚偽の事実）判明し、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>(4) 工事の施工にあたり設計図書の調査が不十分（条件変更の監督員への確認義務の怠り）であったために工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。</p> <p>(5) 工事の施工又は管理に主体性がなかった（書類の遅れ、内容の不備）ため文書により改善指示を行った。</p>	<p>(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為（数量のごまかしや強度・品質等規格に満たない製品の使用等）をした。</p> <p>(2) 監督又は検査の実施に当たり職務の執行を妨げた。（立会いの不実施、監督検査の妨害）</p> <p>(3) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった。</p> <p>(4) 正当な理由がなく、契約書第17条に基づく改造請求又は破壊検査に従わなかった。</p> <p>(5) 施工上の理由により契約書第47条第1項第1号から第4号までに基づく契約の解除を行った。</p>
	②工程管理	<p>(1) 計画的な工程管理に努め、円滑な工事の進捗に努めた。</p> <p>(2) 理由もなく夜間や休日等に作業することなく、余裕を持って工期内にしゅん功した。</p> <p>(3) 自然条件等に起因する工程遅れに対して、工期延期を求めず、回復努力顕著であった。</p> <p>(4) 現場条件の変更で大幅な設計変更が生じたが工期延期を求めず、鋭意努力し、所定の工期内にしゅん功した。</p> <p>(5) 発注後、地元調整が難航し、一部着手出来ない期間が生じたが、鋭意努力し、所定の工期内にしゅん功した。</p>	<p>(1) 請負者の責めにより工期を延長し、遅延日数に応じた違約金の支払いが生じた。</p> <p>(2) 自主的な行程管理がなされず（所定の工期内でのしゅん功は無理と見込まれ）監督員から文書により改善指示を行った。</p>	<p>・工期的理由により、契約書第47条第1項第1号から第2号に基づく契約の解除を行った。</p>

請負工事成績評定考査項目別採点基準運用表

(監督用3/3)

項目	細別	A~C(A:全数、B:1/2以上、C:その他)	D	E
	③安全対策	<p>(1)安全管理体制を確率させ、社内パトロールや安全教育を励行するなど、発注者と相互協力のもと、効果的な安全意識の高揚を図った。</p> <p>(2)工事関係者による安全協議会を設けるなど、災害等緊急発生時での速やかな対応策が整っていた。</p> <p>(3)公衆・労働災害及び環境保全に対する事前調査を行う等、事故防止対策万全であった。</p> <p>(4)工事状況に応じた保安施設（注意・指示標識誘導柵等）が適正に講じられていた。</p> <p>(5)誘導員、監視員が適正に配置されていた。</p> <p>(6)使用機械・機器類の保守及び点検並びに使用資材の保管及び管理が万全であった。</p> <p>(7)足場、型枠支保工、山留工等仮設構造物に対して強度等安全性の確認を行う等適切な措置を講じた。</p> <p>(8)自然災害を予測し、事前に予防対策措置を講じるなどして損害を未然に防止した。</p>	<p>(1)指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当者等から書面で警告又は注意の喚起があった。</p> <p>(2)安全に関する現場管理又は防災体制が不適切で（安衛法・公衆災害防止要領・工事安全施工技術者指針・機械施工安全技術指等に違反し、安全対策等で労働基準監督署から指摘事項があり）監督員が文書により指示を行った。</p> <p>(3)過積載による違法運行があったため、監督員が文書により指示を行った。</p> <p>(4)臨機の措置が不適切又は工事監督員の指示に従わないため、災害等による損害を与えた。</p>	<p>(1)安全管理の措置が不適切であったために、死亡者若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。</p> <p>(2)過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。</p> <p>(3)その他関連法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。</p>
	④対外関係	<p>(1)工事に影響する周辺住民に対して、工事内容を積極的に周知・対応し、終始円滑な工事の進捗に努めた。</p> <p>(2)仕様書等に定められた官公庁等への各種届け出を適正に措置した。</p> <p>(3)関連工事との工程等の調整が必要となり、全体工事の進捗に資するため積極的に関与し、円滑な施工の進捗が図られた。</p>	<p>(1)周辺環境対策への努力（配慮）が極めて悪く、第三者からの苦情が多発した（事実を確認し、改善指示をした）。</p> <p>(2)関係法令に違反する恐れがあるため、監督員から文書により指示を行った。</p> <p>(3)関連工事の調整に非協力的であり、監督員から文書により指示を行った。</p>	<p>(1)産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。</p> <p>(2)関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。</p>